（様式環境利補第１号）

環境保全対策事業促進利子補給事業利子補給金交付申請書

　　　年　　　月　　　日

一般社団法人　全国石油協会

会　　長　　山　冨　　二　郎 　殿

（申　請　者）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〒

住　　　　所

氏名又は名称

印

及び代表者名

法 人 番 号

電 話 番 号

F A X 番 号

担 当 者 名

貴会の実施細則第１２条第１項の定めるところに従い、環境保全対策事業の経費に係る下記借入金につき利子補給を受けたく申請します。

記

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事　業　区　分  （右の１～７より選択） | １．災害時に備えた地域におけるエネルギー供給拠点の整備事業（　　　　　　）  ２．過疎地等における石油製品の流通体制整備事業（　　　　　　）  ３．ＳＳネットワーク維持・強化支援事業（　　　　　　）  ４．環境対応型石油製品販売業支援事業（　　　　　　） | | | | | |
| 給油所情報 | １.運営者名： | | | | | |
| ２.品質確保法登録番号：　　　　－第　　　　　　　　号（　　　　　　　） | | | | | |
| ３.給油所名： | | | | | |
| ４.系　　列： | | | | | |
| ５.運営給油所数： | ヶ所 | | | |  |
| ６.所在地：〒 | |  | | | |
| 借入予定金額 | １.運転資金 円 | | | | | |
| ２.設備資金　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 | | | | | |
| 借入期間 | 自）　　　　　年　　　月　　　日　　　　至）　　　　　年　　　月　　　日 | | | | | |
| 据置期間 | ヶ月 | | | | | |
| 元金支払方法  （元金均等償還） | 年　　　月を初回とし、　　ヶ月毎に分割返済（分割回数　　　回）  　　第 １ 回 目　　　　　　　　　　　 円  　　第２回目以降　　　　　　　　　　　 円  　　最 終 回 円 　約定返済日　　　　日 | | | | | |
| 金利種類・借入利率 | 固　定　・　変　動　　　年　　　　　　　　％ | | | | | |
| 借入金融機関 ／ 支店名 |  | | | ／ |  | |

※添付書類

地区利子補給委員会

受付印

①利用している補助金の交付決定通知書写し

②補助金申請時に添付した工事見積書写し

年　　　　　月　　　　　日

一般社団法人　全国石油協会

会　　　長　 山 冨　二 郎 殿

（申請者）

住　　　　所

氏名又は名称

印

及び代表者名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 電話番号　　　　　　　　　担当者名

FAX番号

誓　約　書

私は、環境保全・構造改善促進利子補給事業実施細則第６条第２項各号に定める下記の事項に該当いたしません。万一この誓約書に違反することがございましたら、直ちに利子補給金を返還することを誓約いたします。

記

（１）成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者。

（２）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない

者。

（３）品質確保法の規定により業務の停止命令を受け、その期間が終了した日、又は罰金の刑に処せられ、その

執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者。

（４）品質確保法の規定による揮発油の分析を行っていない者。

（５）交付申請を行う日付から過去２年の間に、品質確保法で定める強制規格又は標準規格について２回以上

不適合がある者。

（６）交付申請を行う日付から過去２年の間に、資源エネルギー庁又は経済産業局から品質確保法第十七条の

二に基づく指示、又は要請を受けたにも関わらず指示に従わなかった者。

（７）交付申請を行う日付から過去２年の間に、品質確保法第二十条第一項又は第二項の報告徴収、立入検査

について、報告をせず、若しくは虚偽の報告をした場合、又は検査又は資料の収去を拒み、妨げ、若しくは忌

避した者。

（８）品質確保法の規定により、経済産業大臣が揮発油の品質の確保に関し、必要な措置をとるべきことを指示

した場合において、その指示に従わずにその旨を公表された日から２年を経過しない者。

（９）私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定に基づく警告又は排除措置命令を受けた日、若

しくは裁判所が差し止めを行った日、又は罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けるこ

とがなくなった日から２年を経過しない者、又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づき

策定された「不当廉売に関する独占禁止法上の考え方」に基づく警告を受けた日から２年を経過しない者。

（10）不当景品類及び不当表示防止法の規定に基づく措置命令、指示、行政指導（警告・注意等公表措置を伴う

ものに限る）を受けた日、又は罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなっ

た日から２年を経過しない者。

（11）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（第３１条第７項を除く。）の規定に違反し、又は刑法第

２０４条、第２０６条、第２０８条、第２０８条の２、第２２２条若しくは第２４７条の罪若しくは暴力行為等処罰に関

する法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２

年を経過しない者。

（12）「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措

置法」に基づき策定された、「総額表示義務に関する特例の適用を受けるために必要となる誤認防止措置に

関する考え方」に基づく行政指導（警告・注意等公表措置を伴うものに限る）を受けた日から２年を経過しない

者。

（13）補助事業の交付の対象となる財産について、所有者又は運用する者としての権利義務を有していない者。

（14）経営の状況又はその他の理由によって、石油製品の供給を継続すること（補助金で取得した財産の管理も

含む。）が困難と認められる者、その他補助事業の実施において、不正又は不誠実な行為をするおそれがあ

ると認められる者。

（15）揮発油販売業者が法人の場合にあっては、その業務を行う役員のうち、前１４号の何れかに該当する者が

あるもの。

以上